

2010年11月8日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行上海分行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第133号)

**中国人民銀行上海分行、
国外機関の非居住者人民元口座に係る規定を公布
～国外機関に対して複数の非居住者人民元口座の開設を許可へ～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行上海分行は2010年10月22日付で、『「中国人民銀行の“国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法”印刷・配布に関する通達」の転送についての通達』(上海銀発[2010]203号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』は、今年8月に中国人民銀行が公布した『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』(銀発[2010]249号、以下、『弁法』という)につき、上海市での取扱について、補足説明を行ったものです。

『通達』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、手続などが上海市とは異なる可能性があります。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

『弁法』では、国外機関の非居住者人民元口座について、銀行決済口座のうち、「基本預金口座」の開設が可能である旨、規定しています。しかし「基本預金口座」以外の口座開設の可否、または複数の口座開設の可否などについては明言していませんでした。

こうした点につき、『通達』では、「国外機関は中国国内に1つの基本預金口座しか開設することができない」(第1条)とする一方、「国外機関は、借入金もしくはその他の決済の必要により、基本預金口座開設銀行以外の銀行営業機関において一般預金口座を開設することができる」(第2条)と規定し、実需に応じて「一般預金口座」の開設を許可し、国外機関に対して複数の人民元非居住者口座の開設を認めています。

さらに、特定の用途に係る資金については「専用預金口座」を、基本預金口座の開設地以外で、臨時に人民元資金の受取・支払手続を行う場合には「臨時預金口座」の開設を認めるなど、居住者とほぼ同様の取り扱いを認めています。

ただ、『通達』では口座開設に係る必要書類などを規定し、開設手続については明確にしているものの、各口座の入金範囲や具体的な取り扱いなどについては明らかにされておらず、今後、更なる明確化が求められます。

❖ 人民元銀行決済口座の種類

『人民元銀行決済口座管理弁法』(中国人民銀行令[2003]第5号)では、「銀行決済口座」について、「預金者が銀行に開設する人民元の流動性預金口座」のことであると定義し、以下のように分類しています。

口座種類		概要
人民元銀行決済口座	基本預金口座	✓ 預金者が日常の振替決済や現金受取・支払のために開設する銀行決済口座。(注意:居住者の基本預金口座は現金取引可能であるが、非居住者の基本預金口座は現金取引不可) ✓ 基本預金口座は一預金者一口座に限定。
	一般預金口座	✓ 預金者が借入金やその他の決済のために、基本預金口座の開設銀行以外の銀行において開設する銀行決済口座。
	専用預金口座	✓ 預金者が法律、行政法規および規則に基づき、特定の用途に係る資金に対して専門的な管理・使用を実施し、開設する銀行決済口座。
	臨時預金口座	✓ 預金者が臨時的な経営活動のために規定の期限内において使用・開設する銀行決済口座。

※ 居住者人民元口座と国外機関の非居住者口座とは、取扱が異なる可能性があります。

『通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および12ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

中国人民銀行上海分行

上海銀発[2010]203号

『中国人民銀行の「国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法」

印刷・配布に関する通達』の転送についての通達

各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行・中国郵政貯蓄銀行上海(市)分行、上海銀行、上海農村商業銀行、上海において人民元業務に従事している各外資銀行：

ここに『中国人民銀行の「国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法」印刷・配布に関する通達』(銀発[2010]249号、以下、『弁法』という)を転送し、関連する事項について以下のように通知する：

1. 国外機関は、中国国内に1つの基本預金口座しか開設することができない。『弁法』施行前に、国外機関がすでに銀行決済口座を開設している場合、口座開設銀行は国外機関に書面方式により基本預金口座であることを確認しなければならない。国外機関がすでに複数の銀行決済口座を開設している場合、口座開設銀行は国外機関に書面方式によりそのうち1つが基本預金口座であることを確認し、その他の銀行決済口座はその他の性質の銀行決済口座であることを確認しなければならない。

基本預金口座であると確認されたものに対して、口座開設銀行は書面確認状を当分行支払決済処(812室)に送付しなければならず、当分行は基本預金口座開設許可証を発行する。一般預金口座、専用預金口座であると確認されたものに対して、口座開設銀行は書面確認状、基本預金口座開設許可証(コピー)を当分行支払決済処まで送付し、併せて人民元銀行決済口座管理システム(以下、「口座管理システム」という)を通して口座開設情報を当分行で届出を行わなければならない。臨時預金口座であると確認されたものに対して、口座開設銀行は書面確認状、基本預金口座開設許可証(コピー)を当分行支払決済処まで送付しなければならず、当分行は臨時預金口座開設許可証を発行する。

2. 国外機関は、借入金もしくはその他の決済の必要により、基本預金口座開設銀行以外の銀行営業機関において一般預金口座を開設することができる。国外機関が一般預金口座の開設を申請する場合、銀行に対してその基本預金口座開設に係る規定にある証明文書、基本預金口座開設許可証、借入金契約書もしくはその他の決済に必要な書面説明を提出しなければならない。
3. 国外機関は、その特定の用途に係る資金に対して特別管理を実施し、専用預金口座の開設を申請することができる。国外機関が専用預金口座の開設を申請する場合、銀行に対してその基本預金口座開設に係る規定に

ある証明文書、基本預金口座開設許可証、および関連法規・規則もしくは政府部門の関連文書を提出しなければならない。

4. 国外機関が基本預金口座の開設地以外で、臨時に人民元資金の受取・支払手続を行う場合、臨時預金口座の開設を申請することができる。国外機関が臨時預金口座の開設を申請する場合、銀行に対してその基本預金口座開設に係る規定にある証明文書、基本預金口座開設許可証、政府部門の関連文書もしくは臨時に人民元資金の受取・支払手続を行うことに係る書面説明を提出しなければならない。

臨時預金口座は、関連する口座開設証明文書において確定された期限もしくは国外機関の必要に基づき、その有効期限を確定しなければならない。国外機関は口座の使用において期限を延長する必要がある場合、有効期限内に口座開設銀行に申請を提出しなければならない。併せて口座開設銀行は当分行に認可を報告・送付した後に期限延長手続を行う。臨時預金口座の有効期限は最長でも2年を超えてはならない。

5. 各銀行は、国外機関の人民元銀行決済口座の口座番号を付すとき、「NRA+口座番号」というように統一的に前部分に「NRA」を付し、当該人民元銀行決済口座との間で資金移動が発生する国内受取・支払側およびその受取・支払側銀行が、当該人民元銀行決済口座が国外機関の国内人民元銀行決済口座であることを正確に判断できるようにしなければならない。『弁法』施行前にすでに国外機関の国内人民元銀行決済口座を開設している場合も、統一的にNRAを付さなければならない。

各銀行は速やかにNRA標記業務に係る業務システム調整作業を完了しなければならない。完了の期限について、当分行は別途通知する。国外機関口座開設銀行ではない場合も、関連業務システムに対して調整を行い、国外機関の国内人民元銀行決済口座に係る資金の受取・支払取引に対して有効的な識別、取引情報の受取・発信および保存を実現させなければならない。

6. 国外機関が人民元銀行決済口座を開設する場合、『単位銀行決済口座開設申請書』（以下、『口座開設申請書』という）を記入しなければならない。書式は現在の国内機関の人民元決済口座開設に係る口座開設申請書の書式とする。口座開設申請書の記入作業を遂行するため、各銀行は『国外機関口座開設申請書記入説明』（添付書類2参照）に基づき、口座開設申請書の記入事項に対する審査業務を強化しなければならない。

7. 各銀行は『上海市人民元銀行決済口座管理システム業務処理弁法』（上海銀発[2007]86号）に基づき、認可類の銀行決済口座に係る開設、変更に対しては、関連情報を口座管理システムの認可待ちデータベース（認可待ち銀行決済口座情報の口座管理システムにおける保留期限は10日である）に入力し、届出類銀行決済口座の開設、変更、閉鎖に対しては、関連情報を口座管理システムに入力しなければならない。

8. 各銀行は『弁法』に基づき、国外機関による人民元銀行決済口座開設に係る実施細則もしくはオペレーションガイドラインを制定し、かつ2010年11月12日までに正式文書を当分行まで送付しなければならない。
9. 国外機関の国内人民元銀行決済口座に係る管理業務の秩序ある展開を保障するため、各銀行の分行（もしくは総行）は当該作業の業務連絡者（1名、専門的に当分行との業務連絡作業および所轄地域内の分支機構の業務指導）および口座開設・閉鎖報告専門人員（2名、専門的に認可類銀行決済口座の開設、変更および閉鎖等の書面資料に係る報告に対して責任を負う）を確定し、併せて2010年10月29日までに関連人員の情報（銀行名称、部門名称、氏名、職務、電話番号、FAX、携帯電話番号）を書面により当分行支払決済処（812室）に報告しなければならない。

実施中に問題があった場合、各銀行の業務連絡者は当分行支払決済処に連絡しなければならない。

連絡先 : 蘇銘

電話番号 : 5884-5543

FAX : 5884-5769

- 添付書類: 1. 『中国人民銀行の「国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法」印刷・配布に関する通達』
2. 国外機関口座開設申請書記入説明(略)

2010年10月22日

【添付書類1】

中国人民銀行

銀発[2010]249号

『「国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法」印刷・配布に関する通達』

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都(区都)都市中心支行、副省級都市中心支行、国家開発銀行、各政策性銀行、各国有商業銀行、株式制商業銀行、中国邮政貯蓄銀行：

ここに『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』(以下、『弁法』という)を印刷、配布し、関連する事項について以下のように通知する。

1. 国外中央銀行(通貨当局)が通貨スワップ操作等の必要により国内商業銀行に人民元銀行決済口座を開設する場合、人民銀行のその他の関連規定に基づき取り扱う。

国外銀行がクリアリングもしくは決済サービスの必要のために、国内商業銀行に開設する人民元インターバンクコルレス口座は、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則』(銀発[2009]212号文書)の関連規定に基づき取り扱う。

適格国外機関投資家が国内における証券投資のために開設する人民元特殊口座は『人民元銀行決済口座管理弁法』(中国人民銀行令[2003]第5号)第20条および『人民元銀行決済口座管理弁法実施細則』(銀発[2005]16号文書)第5条の規定に基づき取り扱う。

国外中央銀行もしくは通貨当局、香港・マカオ地区の人民元業務クリアリング銀行およびクロスボーダー貿易人民元決済の国外参加銀行等の機関が、銀行間債券市場の投資に係る人民元資金の需要のために口座を開設する場合、中国人民銀行の国外機関による銀行間債券市場での投資試行に係る関連規定に基づき取り扱う。

2. 本通達の公布日以降、上述の4種の人民元銀行決済口座を除き、国外機関が国内に人民元銀行決済口座を開設する場合、『弁法』の規定に基づき執行しなければならない。

国外機関が本通達の公布以前に、中国人民銀行の関連規定に基づき、すでに国内に人民元銀行決済口座を開設している場合、変更もしくは口座閉鎖手続を行う必要はない。

3. 各国内銀行は『弁法』に基づき、国外機関が開設する人民元銀行決済口座に係る実施細則もしくはオペレーションガイドラインを制定し、かつ中国人民銀行に報告しなければならない。
4. 中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都（首都）都市中心支行は、本通達を管轄区内の銀行業金融機関に転送し、『弁法』の有効な実施を確保しなければならない。

執行中に問題があった場合、遅滞なく中国人民銀行総行に報告しなければならない。

連絡先 ： 楊青

電話番号 ： 010－66194067

別添 ： 『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』

2010年8月31日

【別添】

『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』

- 第1条** 国外機関の人民元銀行決済口座に係る開設および使用を規範化し、銀行決済口座の管理を強化し、経済金融秩序の安定を維持するため、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号）等の規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 国外機関が中国国内の銀行業金融機関に開設する人民元銀行決済口座（以下、「銀行決済口座」という）は本弁法を適用する。国外中央銀行（通貨当局）が国内銀行業金融機関に開設する人民元銀行決済口座、国外商業銀行がクリアリングもしくは決済サービスのために国内銀行業金融機関に開設するインターバンクコルレス口座、適格国外機関投資家が法に基づき国内で証券投資に従事するために開設する人民元特殊口座および国外機関が国内銀行間債券市場への投資に係る人民元資金のために開設する人民元特殊口座は除く。
- 第3条** 本弁法における国外機関とは、国外（香港、マカオおよび台湾地区を含む）において合法的に設立登記された機関のことを指す。国内銀行業金融機関（以下、「銀行」という）とは、法に基づき国内外決済等の業務経営資格を有する国内の中資および外資銀行のことを指す。
- 第4条** 国外機関が法に基づき人民元資金の受取・支払手続を行う場合、銀行に銀行決済口座の開設を申請し、法に基づき実施する各種クロスボーダー人民元業務に使用することができる。
- 第5条** 中国人民銀行は銀行決済口座の監督管理部門であり、銀行決済口座の開設、使用、変更および閉鎖に対する監督管理に責任を負う。
- 第6条** 銀行は国外機関の人民元、外貨口座および国外機関と国内機関の銀行決済口座に対して有効な区分、単独管理を行わなければならない。銀行が国外機関の人民元銀行決済口座番号を制定する場合、統一的に前部分に「NRA」を付さなければならない。
- 第7条** 銀行は厳格にアンチ・マネーロンダリング規定を執行し、かつ国外機関の銀行決済口座に係る資金フローに対するモニタリングを強化しなければならない。

第8条 国外機関が銀行に対して銀行決済口座の開設を申請する場合、口座開設申請書を記入し、併せてそれが国外において合法的に設立登記されていることに係る証明文書、およびそれが国内で関連活動を実施するに際して依拠した法規制度もしくは政府主管部門の承認文書等の口座開設資料を提出しなければならない。証明文書等の口座開設資料が中国語ではない場合、同時に対応する中国語の翻訳も提出しなければならない。

銀行は国外機関の身分およびその口座開設資料の真実性および合法性に対して審査を実施しなければならない。

第9条 国外機関が銀行決済口座開設の条件を満たしている場合、国内の任意の銀行一行を選択し銀行決済口座を開設することができる。当該銀行は相応する口座開設資料および口座開設申請書を中国人民銀行の当地出先機関に送付し、併せて国外機関の身分審査合格に係る証明資料を作成し、中国人民銀行の当地出先機関の承認を受けた後、当該機関のために、基本預金口座の口座開設手続を行わなければならない。

第10条 中国人民銀行の出先機関は2営業日以内に、銀行が送付した国外機関の身分審査合格に係る証明資料に対して審査・照合を行い、口座開設条件を満たしている場合、基本預金口座の口座開設許可証を発行しなければならない。

第11条 国外機関が開設する銀行決済口座の口座名称は、国外機関の中国語もしくは英語の正式名称を使用し、かつそれが国外で合法的に設立登記されていることに係る証明文書(もしくは対応する中国語訳)記載の正式名称と一致し、1つの国もしくは地域における国外機関の中国語(もしくは英語)の正式名称は唯一のものでなければならない。

第12条 国外機関が銀行決済口座の開設を申請する際に、国家外貨管理部門の関連規定に基づきすでに特殊機構コードを申請・受領している場合、特殊機構コードを人民元銀行決済口座管理システムに入力しなければならない。国外機関が口座開設後に特殊機構コードを申請・受領する場合、銀行は遅滞なく中国人民銀行の当地出先機関に対して当該機関のために口座情報の変更手続に係る申請を行わなければならない。

第13条 国外機関が銀行決済口座を開設する場合、銀行において署名・印章を事前に留保しなければならない。事前留保の署名・印章とは国外機関の公印もしくは財務専用印および署名有権者の署名・印章のことであり、公印もしくは財務専用印がない場合、署名有権者の署名・印章にすることができる。

第14条 国外機関の銀行決済口座は現金業務を取り扱ってはならず、確かに必要がある場合、中国人民銀行の承認を受けなければならない。

国外機関の銀行決済口座内の資金は外貨に兌換して使用してはならないが、別途明確な規定がある場合は除く。

第15条 銀行は関連規定に基づき、国外機関の銀行決済口座に係る開設、変更、閉鎖および資金の決済、受取・支払情報を人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに送付しなければならない。

第16条 国外機関の銀行決済口座の変更は、『人民元銀行決済口座管理弁法』および『人民元銀行決済口座管理弁法実施細則』（銀発[2005]16号）の関連規定を参照して執行する。

第17条 以下の状況のいずれかに該当する場合、国外機関は遅滞なく口座閉鎖手続を行わなければならない。

- (1) 国外機関が口座を開設した際に依拠した法規制度もしくは政府主管部門の承認文書に有効期限が設定しており、かつ有効期限が満了した場合。
- (2) 国外機関が引き続き国内で関連する活動に従事することを政府主管部門が禁止した場合。
- (3) 国外機関本国もしくは本地域の法律の規定に基づき、国外機関の主体資格がすでに消滅した場合。
- (4) その他の銀行決済口座を閉鎖しなければならない状況。

国外機関が遅滞なく口座閉鎖手続を行わなかった場合、銀行は国外機関に対して通知発行日から30日以内に口座閉鎖手続を行うように通知を行い、期日を経過した場合には自発的に口座を閉鎖したものとみなし、振替を行っていない資金を長期間未使用専用口座に組み入れて管理を行わなければならない。

第18条 銀行は専門人員を指定し、国外機関の国内銀行決済口座に係る開設、使用、変更および閉鎖の審査・管理に対する責任を負わせ、また預金者の口座開設申請資料に係る審査に対する責任を負わせ、かつ本弁法の規定に基づき遅滞なく預金者の口座開設・閉鎖情報資料を送付させ、健全な口座開設・閉鎖登記制度および国外機関の銀行決済口座管理ファイルを構築させ、会計ファイルごとに単独管理を実施させなければならない。

第19条 銀行は開設済の国外機関の銀行決済口座に対して年度検査制度を実施しなければならない。

第20条 本弁法において定めていない事項は、『人民元銀行決済口座管理弁法』および『人民元銀行決済口座管理弁法実施細則』等の関連規定に基づき執行する。

第21条 本弁法は2010年10月1日より実施し、中国人民銀行が解釈、改訂に責任を負う。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

中国人民银行上海分行

上海银发[2010]203 号

关于转发《中国人民银行关于印发〈境外机构人民币银行结算账户管理办法〉的通知》的通知

各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海(市)分行，上海银行，上海农村商业银行，上海市各经营人民币业务的外资银行：

现将《中国人民银行关于印发〈境外机构人民币银行结算账户管理办法〉的通知》（银发[2010]249 号，以下简称《办法》）转发给你们，并就有关事项通知如下：

- 一、 境外机构在中国境内只能开立一个基本存款账户。《办法》实施前；境外机构已开立一个银行结算账户的，开户银行应与境外机构以书面方式确认为基本存款账户；境外机构已开立多个银行结算账户的，开户银行应与境外机构以书面方式确认其中一个银行结算账户为基本存款账户，其他银行结算账户应确认为其他性质的银行结算账户。

对确认为基本存款账户的，开户银行应将书面确认函报送我分行支付结算处（812 室），我分行将核发基本存款账户开户许可证；对确认为一般存款账户、专用存款账户的，开户银行应将书面确认函、基本存款账户开户许可证（复印件）报送我分行支付结算处，并通过人民币银行结算账户管理系统（以下简称账户管理系统）将开户信息向我分行备案；对确认为临时存款账户的，开户银行应将书面确认函、基本存款账户开户许可证（复印件）报送我分行支付结算处，我分行将核发临时存款账户开户许可证。

- 二、 境外机构因借款或其他结算需要，可在基本存款账户开户银行以外的银行营业机构开立一般存款账户。境外机构申请开立一般存款账户，应向银行出具其开立基本存款账户规定的证明文件、基本存款账户开户许可证、借款合同或其他结算需要的书面说明。

- 三、 境外机构对其特定用途资金进行专项管理，可申请开立专用存款账户。境外机构申请开立专用存款账户，应向银行出具其开立基本存款账户规定的证明文件、基本存款账户开户许可证及有关法规、规章或政府部门的有关文件。

- 四、 境外机构在基本存款账户开户地以外，临时办理人民币资金收付的，可申请开立临时存款账户。境外机构申请开立临时存款账户，应向银行出具其开立基本存款账户规定的证明文件、基本存款账户开户许可证、政府部门的有关文件或临时办理人民币收付的书面说明。

临时存款账户应根据有关开户证明文件确定的期限或境外机构的需要确定其有效期限。境外机构在账户的使用中需要延长期限的,应在有效期限内向开户银行提出申请,并由开户银行报送我分行核准后办理展期。临时存款账户的有效期限最长不得超过 2 年。

- 五. 各银行在编制境外机构境内人民币银行结算账户账号时,应统一加前缀“NRA”,即 NRA+账号,以使与该人民币银行结算账户发生资金往来的境内收付款方及其收付款银行,能够准确判断该人民币银行结算账户为境外机构境内人民币银行结算账户。《办法》实施前已开立境外机构境内人民币银行结算账户也应统一标注 NRA。

各银行应尽快完成标注 NRA 工作所涉及的业务系统调整工作,完成的时间期限,我分行将另行通知。非境外机构开户银行也应对相关业务系统进行调整,以实现涉及境外机构境内人民币银行结算账户资金收付交易的有效识别、交易信息的收发及存贮。

- 六. 境外机构申请开立人民币银行结算账户时,应填写“开立单位银行结算账户申请书”(以下简称开户申请书),格式采用目前境内机构开立人民币银行结算账户的开户申请书格式。为做好开户申请书的填写工作,各银行应依照《境外机构开户申请书填写说明》(附件 2),加强对开户申请书填写事项的审核工作。

- 七. 各银行应依据《上海市人民币银行结算账户管理系统业务处理办法》(上海银发[2007]86 号文印发),对于核准类银行结算账户的开立、变更,应将相关信息录入账户管理系统待核准数据库(待核准银行结算账户信息在账户管理系统中的保留期限为 10 日);对于备案类银行结算账户的开立、变更、撤销,应将相关信息录入账户管理系统。

- 八. 各银行应依据《办法》制定境外机构开立人民币银行结算账户的实施细则或操作指引,并于 2010 年 11 月 12 日前以正式公文报送我分行。

- 九. 为保障境外机构境内人民币银行结算账户管理工作的有序开展,请各银行分行(或总行)确定此项工作的业务联系人(1 人,专职负责与我分行的业务联系工作及所辖分支机构业务指导)及开销户资料报送专人(2 人,专职负责核准类银行结算账户开立、变更及撤销等书面资料的报送),并于 2010 年 10 月 29 日前,将相关人员信息(银行名称、部门名称、姓名、职务、办公电话、传真、手机)书面报送我分行支付结算处(812 室)。

实施中如遇问题,请各银行的业务联系人与我分行支付结算处联系。

联系人 : 苏铭
联系电话 : 58845543
传真 : 58845769。

附件： 1. 《中国人民银行关于印发〈境外机构人民币银行结算账户管理办法〉的通知》（银发[2010]249 号）
 2. 境外机构开户申请书填写说明

中国人民银行上海分行
二〇一〇年十月二十二日

附件一

中国人民银行
银发[2010]249 号
关于印发《境外机构人民币银行结算账户管理办法》的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，副省级城市中心支行；国家开发银行，各政策性银行，各国有商业银行，股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

现将《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（以下简称《办法》）印发给你们，并就有关事项通知如下：

- 一、 境外中央银行（货币当局）因货币互换操作等需要在境内商业银行开立人民币银行结算账户的，根据人民银行的其他相关规定办理。

境外银行因提供清算或结算服务需要，在境内商业银行开立的人民币同业往来账户，按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》（银发[2009]212 号文印发）的有关规定办理。

合格境外机构投资者在境内从事证券投资开立的人民币特殊账户按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第 5 号发布）第二十条和《人民币银行结算账户管理办法实施细则》（银发[2005]16 号文印发）第五条的规定办理。

境外中央银行或货币当局、香港、澳门地区人民币业务清算行和跨境贸易人民币结算境外参加银行等机构，因投资银行间债券市场的人民币资金需要开立账户的，应根据中国人民银行关于境外机构投资银行间债券市场试点有关规定办理。

- 二、 自本通知发布之日起，除上述 4 类人民币银行结算账户外，境外机构在境内开立人民币银行结算账户应按《办法》规定执行。

境外机构在本通知印发前依据中国人民银行相关规定，已在境内开立人民币银行结算账户的，毋须做变更或销户处理。

- 三、 各境内银行应依据《办法》制定境外机构开立人民币银行结算账户的实施细则或操作指引，并向中国人民银行报告。

四. 请中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部、省会（首府）城市中心支行将本通知转发至辖区内银行业金融机构，确保《办法》有效实施。

请将执行中遇到的问题及时报告中国人民银行总行。

联系人：杨青，联系电话：010-66194067

附件：《境外机构人民币银行结算账户管理办法》

二〇一〇年八月三十一日

附件

《境外机构人民币银行结算账户管理办法》

- 第一条** 为规范境外机构人民币银行结算账户的开立和使用，加强银行结算账户管理，维护经济金融秩序稳定，根据《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第5号发布）等规定，制定本办法。
- 第二条** 境外机构在中国境内银行业金融机构开立的人民币银行结算账户（以下简称银行结算账户）适用本办法。境外中央银行（货币当局）在境内银行业金融机构开立的人民币银行结算账户、境外商业银行因提供清算或结算服务在境内银行业金融机构开立的同业往来账户、合格境外机构投资者依法在境内从事证券投资开立的人民币特殊账户以及境外机构投资境内银行间债券市场的人民币资金开立的人民币特殊账户除外。
- 第三条** 本办法所称境外机构，是指在境外（含香港、澳门和台湾地区）合法注册成立的机构；境内银行业金融机构（以下简称银行）是指依法具有办理国内外结算等业务经营资格的境内中资和外资银行。
- 第四条** 境外机构依法办理人民币资金收付，可以申请在银行开立银行结算账户，用于依法开展的各项跨境人民币业务。
- 第五条** 中国人民银行是银行结算账户的监督管理部门，负责对银行结算账户的开立、使用、变更和撤销进行监督管理。
- 第六条** 银行应对境外机构的本、外币账户以及境外机构与境内机构的银行结算账户进行有效区分、单独管理。银行在编制境外机构人民币银行结算账户账号时，应统一加前缀“NRA”。
- 第七条** 银行应严格执行反洗钱规定，并加强对境外机构银行结算账户资金流动的监测。
- 第八条** 境外机构向银行申请开立银行结算账户时，应填写开户申请书，并提供其在境外合法注册成立的证明文件，及其在境内开展相关活动所依据的法规制度或政府主管部门的批准文件等开户资料。证明文件等开户资料为非中文的，还应同时提供对应的中文翻译。
- 银行应对境外机构身份及其开户资料的真实性和合法性进行审查。

- 第九条** 境外机构符合开立银行结算账户条件的，可选择境内任意一家银行开立银行结算账户。该银行应将相应开户资料和开户申请书报送中国人民银行当地分支机构，并出具对境外机构身份审查合格的证明材料，经中国人民银行当地分支机构核准后为其办理基本存款账户开户手续。
- 第十条** 中国人民银行分支机构应于 2 个工作日内对银行报送的境外机构身份审查合格的证明材料予以审核，对符合开户条件的颁发基本存款账户开户许可证。
- 第十一条** 境外机构开立的银行结算账户的账户名称应使用境外机构的中文或英文名称全称，并与其在境外合法注册成立的证明文件（或对应的中文翻译）记载的名称全称一致，一个国家或地区境外机构的中文（或英文）名称全称应唯一。
- 第十二条** 境外机构申请开立银行结算账户时，根据国家外汇管理部门有关规定已申领特殊机构代码的，应将特殊机构代码录入人民币银行结算账户管理系统。境外机构在开户后申领特殊机构代码的，银行应及时向中国人民银行当地分支机构申请为其办理账户信息变更手续。
- 第十三条** 境外机构开立银行结算账户，应在银行预留签章。预留签章为境外机构公章或财务专用章及账户有权签字人的签章，没有公章或财务专用章的，可为账户有权签字人的签章。
- 第十四条** 境外机构银行结算账户不得用于办理现金业务，确有需要的，需经中国人民银行批准。
- 境外机构银行结算账户内的资金不得转换为外币使用，另有明确规定的除外。
- 第十五条** 银行应按有关规定将境外机构银行结算账户的开立、变更、撤销以及资金结算收付信息报送人民币跨境收付信息管理系统。
- 第十六条** 境外机构银行结算账户的变更，参照《人民币银行结算账户管理办法》及《人民币银行结算账户管理办法实施细则》（银发[2005]16 号文印发）的有关规定执行。
- 第十七条** 有下列情形之一的，境外机构应及时办理销户手续：
- （一） 境外机构开户时所依据的法规制度或政府主管部门的批准文件设定有效期限，且有效期限届满的；
 - （二） 政府主管部门禁止境外机构继续在境内从事相关活动的；
 - （三） 按境外机构本国或本地区法律规定，境外机构主体资格已消亡的；

（四）其他应撤销银行结算账户的情形。

境外机构未及时办理销户手续的，银行应通知境外机构自发出通知之日起 30 日之内办理销户手续，逾期视同自愿销户，未划转款项列入久悬未取专户管理。

第十八条 银行应指定人员负责境外机构银行结算账户开立、使用、变更和撤销的审查和管理，负责对存款人开户申请资料的审查，并按照本办法的规定及时报送存款人开销户信息资料，建立健全开销户登记制度及境外机构银行结算账户管理档案，按会计档案进行单独管理。

第十九条 银行应对已开立的境外机构银行结算账户实行年检制度。

第二十条 本办法未尽事宜，按照《人民币银行结算账户管理办法》和《人民币银行结算账户管理办法实施细则》等有关规定执行。

第二十一条 本办法自 2010 年 10 月 1 日起实施，由中国人民银行负责解释、修改。

附件二

境外机构开户申请书填写说明**1. 存款人名称**

“存款人名称”栏内应填写境外机构的中文或英文名称全称，并与境外机构在境外合法注册成立的证明文件(或对应的中文翻译)记载的名称全称一致。存款人名称为中文的，应填写简体中文全称；存款人名称为英文的，应填写大写英文字母。

2. 电话

“电话”栏内应填写境外机构的联系电话，可为境内、境外的联系电话，并加注电话区号。

3. 地址

“地址”栏内应填写境外机构的联系地址，可为境内、境外的联系地址，并使用简体中文或大写英文填写。

4. 邮编

“邮编”栏内应填写境外机构在境内联系地址的邮政编码(6 位数字)，如境外机构的联系地址为境外的，则无需填写。

5. 存款人类别

“存款人类别”栏内应填写“境外机构”，不得填写其他内容。

6. 组织机构代码

“组织机构代码栏”栏内应填写国家外汇管理局核发的特殊机构赋码。

7. 法定代表人或单位负责人信息

“姓名”栏内应填写境外机构法定代表人或单位负责人的姓名的中文或英文全称，法定代表人或单位负责人身份证件上的姓名为其他文字的，应翻译为中文或英文。姓名为中文的，应填写简体中文全称；姓名为英文的，应填写大写英文字母。

“证件种类”栏内应填写境外机构开户时出具的法定代表人或单位负责人身份证件的种类。

“证件号码”栏内应填写境外机构开户时出具的法定代表人或单位负责人身份证件的编号。

8. 行业分类

“行业分类”中各字母代表的行业种类如下：A：农、林、牧、渔业；B：采矿业；C：制造业；D：电力、燃气及水的生产供应业；E：建筑业；F：交通运输、仓储和邮政业；G：信息传输、计算机服务及软件业；H：批发和零售业；I：住宿和餐饮业；J：金融业；K：房地产业；L：租赁和商务服务业；M：科学研究、技术服务和地质勘查业；N：水利、环境和公共设施管理；O：居民服务和其他服务业；P：教育业；Q：卫生、社会保障和社会福利业；R：文化、教育和娱乐业；S：公共管理和社会组织；T：其他行业。

9. 注册资金

境外机构有注册资金的，需填写注册资金币种及金额；境外机构无注册资金的，无需填写注册资金。

10. 地区代码

“地区代码”栏应依据《世界各国和地区名称代码》（GB / T2659-2000），填写境外机构注册国别或地区的代码。《世界各国和地区名称代码》的简表如下：

代码	国别和地区简称	代码	国别和地区简称
ALB	阿尔巴尼亚	MLT	马耳他
DZA	阿尔及利亚	MDV	马尔代夫
AFG	阿富汗	FLK	福克兰群岛（马尔维纳斯群岛）
ARG	阿根廷	MWI	马拉维
ARE	阿闻酋	MYS	马来西亚
ABW	阿鲁巴	MLI	马里
OMN	阿曼	MKD	前南马其顿
AZE	阿塞拜疆	MHL	马绍尔群岛
EGY	埃及	MTQ	马提尼克
ETH	埃塞俄比亚	MYT	马约特
IRL	爱尔兰	MUS	毛里求斯
EST	爱沙尼亚	MRT	毛里塔尼亚
AND	安道尔	USA	美国
AGO	安哥拉	ASM	美属萨摩亚
AIA	安圭拉	UMI	美国本土外小岛屿
ATG	安提瓜和巴布达	VIR	美属维尔京群岛

AUT	奥地利	MNG	蒙古
AUS	澳大利亚	MSR	蒙特塞拉特
MAC	澳门	BGD	孟加拉国
BRB	巴巴多斯	PER	秘鲁
PNG	巴布亚新几内亚	FSM	密克罗尼西亚联邦
BHS	巴哈马	MMR	缅甸
PAK	巴基斯坦	MDA	摩尔多瓦
PRY	巴拉圭	MAR	摩洛哥
PSE	巴勒斯坦	MCO	摩纳哥
BHR	巴林	MOZ	莫桑比克
PAN	巴拿马	MEX	墨西哥
BRA	巴西	NAM	纳米比亚
BLR	白俄罗斯	ZAF	南非
BMU	百慕大	ATA	南极洲
BGR	保加利亚	SGS	南乔治亚岛和南桑德韦奇岛
MNP	北马里亚纳	SCG	塞尔维亚和黑山
PLW	帕劳	NRU	瑙鲁
BEN	贝宁	NPL	尼泊尔
BEL	比利时	NIC	尼加拉瓜
ISL	冰岛	NER	尼日尔
PRI	波多黎各	NGA	尼日利亚
POL	波兰	NIU	纽埃
BOL	玻利维亚	NOR	挪威
BIH	波斯尼亚和黑塞哥维那	NFK	诺福克岛
BWA	博茨瓦纳	PCN	皮特凯恩
BLZ	伯利兹	PRT	葡萄牙
BTN	不丹	JPN	日本
BFA	布基纳法索	SWE	瑞典
BDI	布隆迪	CHE	瑞士
BVT	布维岛	SLV	萨尔瓦多
PRK	朝鲜	SLE	塞拉利昂

GNQ	赤道几内亚	SEN	塞内加尔
DNK	丹麦	CYP	塞浦路斯
DEU	德国	SYC	塞舌尔
TMP	东帝汶	SAU	沙特阿拉伯
TGO	多哥	CXR	圣诞岛
DOM	多米尼加共和国	STP	圣多美和普林西比
DMA	多米尼克	SHN	圣赫勒拿
RUS	俄罗斯联邦	KNA	圣基茨和尼维斯
ECU	厄瓜多尔	LCA	圣卢西亚
ERI	厄立特里亚	SMR	圣马力诺
FRA	法国	SPM	圣皮埃尔和密克隆
FRO	法罗群岛	VCT	圣文森特和格林纳丁斯
PYF	法属波利尼西亚	LKA	斯里兰卡
GUF	法属圭亚那	SVK	斯洛伐克
ATP	法属南部领土	SVN	斯洛文尼亚
VAT	梵蒂冈	SJM	斯瓦尔巴岛和扬马延岛
PHL	菲律宾	SWZ	斯威士兰
FJI	斐济	SDN	苏丹
FIN	芬兰	SUR	苏里南
CPV	佛得角	SOM	索马里
GMB	冈比亚	SLB	所罗门群岛
COD	刚果（金）	TJK	塔吉克斯坦
COG	刚果（布）	THA	泰国
COL	哥伦比亚	TZA	坦桑尼亚
CRI	哥斯达黎加	TON	汤加
GRD	格林纳达	TCA	特克斯科斯群岛
GRL	格陵兰	TTO	特立尼达和多巴哥
GEO	格鲁吉亚	TUN	突尼斯
CUB	古巴	TUV	图瓦卢
GLP	瓜德罗普	TUR	土耳其
GUM	关岛	TKM	土库曼斯坦

GUY	圭亚那	TKL	托克劳
KAZ	哈萨克斯坦	WLF	瓦利斯和富图纳
HTI	海地	VUT	瓦努阿图
KOR	韩国	GTM	危地马拉
NLD	荷兰	VEN	委内瑞拉
ANT	荷属安的列斯	BRN	文莱
HMD	赫德岛和麦克唐纳岛	UGA	乌干达
HND	洪都拉斯	UKR	乌克兰
KIR	基里巴斯	URY	乌拉圭
DJI	吉布提	UZB	乌兹别克斯坦
KGZ	吉尔吉斯斯坦	ESP	西班牙
GIN	几内亚	ESH	西撒哈拉
GNB	几内亚比绍	WSM	萨摩亚
CAN	加拿大	GRC	希腊
GHA	加纳	HKG	香港
GAB	加蓬	SGP	新加坡
KHM	柬埔寨	NCL	新喀里多尼亚
CZE	捷克	NZL	新西兰
ZWE	津巴布韦	HUN	匈牙利
CMR	喀麦隆	SYR	叙利亚
QAT	卡塔尔	JAM	牙买加
CYM	开曼群岛	ARM	亚美尼亚
CCK	科科斯（基林）群岛	YEM	也门
COM	科摩罗	IRQ	伊拉克
CIV	科特迪瓦	IRN	伊朗
KWT	科威特	ISR	以色列
HRV	克罗地亚	ITA	意大利
KEN	肯尼亚	IND	印度
COK	库克群岛	IDN	印度尼西亚
LVA	拉脱维亚	GBR	英国
LSO	莱索托	VGB	英属维尔京群岛

LAO	老挝	IOT	英属印度洋领地
LBN	黎巴嫩	JOR	约旦
LBR	利比里亚	VNM	越南
LBY	利比亚	ZMB	赞比亚
LTU	立陶宛	TCD	乍得
LIE	列支敦士登	GIB	直布罗陀
REU	留尼汪	CHL	智利
LUX	卢森堡	CAF	中非
RWA	卢旺达	CHN	中国
ROM	罗马尼亚	TWN	中国台湾
MDG	马达加斯加	ZZZ	其他

11. 经营范围

“经营范围”应使用简体中文填写境外机构的主营业务范围。

12. 证明文件种类及编号

“证明文件种类”、“证明文件编号”栏应填写境外机构在境外合法注册成立的证明文件的种类及编号，证明文件种类应使用中文简体填写。证明文件有两种或两种以上的，应填写主要的两种证明文件的种类及编号。

13. 税务登记证号

“国税登记证号”、“地税登记证号”栏应填写境外机构注册国家或地区税务管理部门核发的证明文件的编号，无相应证明文件的，无需填写。

14. 账户性质

根据开立的人民币银行结算账户的账户性质在“账户性质”栏内填写“√”。

15. 有效日期

境外机构申请开立临时存款账户时，需填写有效日期。开立其他性质的人民币银行结算账户，无需填写。

16. 开户银行名称

“开户银行名称”栏内应填写开户银行的中文全称。

17. 开户银行代码

“开户银行代码”栏内应填写开户银行的银行机构代码(12位数字)。

18. 账号

“账号”栏内应填写境外机构境内人民币银行结算账户的账号(含前缀“NRA”)。

19. 账户名称

“账户名称”栏内应填写境外机构的中文或英文名称全称，并与存款人名称一致。

20. 基本存款账户开户许可证核准号

境外机构开立一般存款账户、专用存款账户、临时存款账户的，应填写基本存款账户开户许可证核准号。

21. 开户日期

境外机构开立基本存款账户、临时存款账户的，开户日期为中国人民银行上海分行的核准日期；境外机构开立一般存款账户、专用存款账户的，开户日期为银行为境外机构办理开户手续的日期。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。